

令和7年10月20日

審査庁 高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 阿 部 晶 子

保有個人情報の一部開示決定に関する審査請求について（答申）

令和7年9月5日付け高市民第236号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

2 開示請求の内容及び審査請求に至る経緯

審査請求人 ○○○○が、令和7年2月26日付けで個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条の規定に基づき行った開示請求の内容及び当該請求に対する同年3月4日付け高市民第504号決定に係る審査請求の経緯は次のとおりである。

（1） 本件開示請求の内容

審査請求人は、「令和7年1月16日交付された除籍謄抄本等が取られたことがわかる文書」の開示請求を行った。

（2） 本件審査請求の経緯

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 2月26日	審査請求人から保有個人情報開示請求書を受付
令和7年 3月 4日	実施機関が保有個人情報一部開示を決定

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 5 月 9 日	実施機関が審査請求人から審査請求書を受付
令和 7 年 7 月 23 日	実施機関が審査請求人に対し弁明書を送付

3 実施機関及び審査請求人の主張

(1) 実施機関の一部開示決定の理由

ア 開示しない部分及び理由

(ア) 開示請求者以外の個人の氏名、生年月日（ただし、開示請求者の了知事項を除く。）、業務の種類、依頼者の氏名又は名称及び依頼者について該当する事由（具体的事由を含む。）、使用者の氏名

（理由）

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる、又は識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当。

また、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法第 78 条第 1 項第 3 号イに該当。

(イ) 司法書士の印影、個人の印影

（理由）

印影については、開示すべき合理的理由及び必要性はなく、偽造等の不正利用につながることも考えられることから、これを開示することは、当人の正当な利益を害するおそれがあるため、法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 3 号イに該当。

(2) 審査請求の趣旨

一部開示決定において非開示とされた、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由及びその具体的事由についての開示を求める。

(3) 審査請求の理由

戸籍記載事項は極めて秘匿性の高い個人情報であり、自身の預かり知らぬ所で第三者に対し開示がなされることは、個人情報を悪用され

る危険性などについて、非常な不安感を覚える。そのため、審査請求者の娘である委任者は以前より本人通知制度の届け出をしており、今回第三者により委任者の戸籍謄本の取得請求がなされたことを探知することができた。

しかしながら、開示を求める内容について開示がなされなければ、係る戸籍謄本請求がいかなる利用目的によりなされたものであるかが不明なままであり、正当な理由に基づいてなされた戸籍謄本の取得であるのかについて判断することができず、不正に取得されたのではないかとの不安をぬぐえない。

また、非開示部分が開示されなければ、今回の司法書士による戸籍謄本請求が職務上正当なものであったのか否かを判断することができず、仮に職務上正当なものでなかった場合に今後執るべき訴訟手続きや行政上の処分を求める行動に大きな支障をきたすことになる。これは市が運営する登録型本人通知制度の戸籍等の不正取得の防止という目的に反することになりかねない。

よって、非開示部分の開示を求める。

(4) 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね次のとおりである。

ア 不開示の理由について

「業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由及びその具体的事由」には、依頼者個人の氏名や依頼者が司法書士に委任等した権利行使等の具体的な内容が記載されており、当該部分を開示すると、当該部分に記載された依頼内容等の記述により、依頼者等特定の個人を識別することができる、又は識別することはできないが、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第2号に該当する。

また、依頼内容に関する情報は、通常、司法書士が外部に対して秘することを前提として依頼人から入手しているものであり、当該情報を公にしてしまうと、司法書士の社会的信用を低下させるおそれがある。

ること等、司法書士の業務に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第3号イに該当する。

イ 正当な理由に基づいてなされた戸籍謄本の取得であるか判断できない、という主張について

本件決定に係る第三者請求については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項の規定に基づき請求されたものとして受理し、業務の種類等の請求理由を総合的に判断した結果、司法書士からの請求が正当な理由によりなされたものであると判断した上で交付しているため、審査請求人が主張する不正な取得には当たらないと考える。

ウ 登録型本人通知制度の戸籍等の不正取得の防止という目的に反するという主張について

登録型本人通知制度は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び戸籍法の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知することにより、住民票の写し等の不正な請求を抑止し、もって個人の権利利益の不当な侵害を防止することを目的としているものであり、第三者請求者の氏名、具体的事由等を本人が知ることができ、又は知ることが予定されているとする法令等の規定はなく、第三者請求者の氏名や具体的事由を本人へ開示する制度とはなっていない。

一方で、法第78条に定める保有個人情報の開示義務については、法第78条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合を除き、開示しなければならないとされており、不開示情報に該当するかどうかの判断に当たっては、開示することにより得られる利益と不開示とすることにより得られる利益を比較衡量し、個別具体的に判断する必要がある。

登録型本人通知制度と保有個人情報の開示請求は、それぞれ個人情報の保護を目的とする制度ではあるものの、対象や通知方法等、異なる制度の中で運用されているものであること、また、本件交付請求の適法性、正当性は前述のとおりであることから、本件決定が登録型本

人通知制度の目的に反するものではないと考える。

4 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 法第78条第1項第2号及び第3号イの該当性について

「依頼者の氏名又は名称」には、開示請求者以外の個人である依頼者の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができるため、法第78条第1項第2号に該当する。

「業務の種類」及び「依頼者について該当する事由及びその具体的事由」には、司法書士が受けた依頼の概要を示すものが記載されており、開示請求者以外の個人の氏名や依頼者が依頼を行うに至った動機及び事情といった、依頼に関する情報を読み取ることができることから、これらの情報は、開示請求者以外の個人を識別することができる、又は識別することはできないが、開示することにより、依頼の遂行を阻害されるおそれがある等、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第2号に該当する。

また、当該依頼に関する情報は、司法書士が守秘義務の下で依頼者から収集した情報であり、当該情報が開示されると、司法書士の社会的信用を低下させる等、司法書士の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第3号イに該当する。

(2) 不開示とされた部分を開示すべき事情について

戸籍法第10条の2第3項の規定では、司法書士等は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合は、戸籍謄本等の交付を請求できるとされている。また、請求があった場合は、正当な理由により司法書士から請求がなされたものであることを実施機関が確認し、戸籍謄本を交付している。

審査請求人は、不開示部分が開示されなければ、登録型本人通知制度の目的に反する旨を主張するが、同制度が、不正取得による個人の権利侵害を防止することを目的とするものであるといえども、第三者請求者の氏名、具体的事由等を、取得された本人へ開示することが予定されているというべき事情は認められない。

以上のことから、不開示部分を開示すべき特段の事情があるとは言えない。

(3) 結論

以上のことから、審査請求人が開示を主張する部分については、法第78条第1項第2号及び第3号イに該当するため、1「審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 9月 5日	諮問書受理
令和7年 9月30日	実施機関から不開示理由の聴取及び争点の審査
令和7年10月20日	答申